

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）を次のとおり改正するよう勧告する。

I 平成28年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を国に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額を50,600円とすること。

イ 勤勉手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表（海事職給料表, 教育職給料表（一）, 教育職給料表（二）, 教育職給料表（三）, 研究職給料表, 医療職給料表（一）及び福祉職給料表を除く。）を別記第4のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員の昇給制度

55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、職員の給与に関する条例第6条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第10条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。

イ 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

ウ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

エ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

Iの2の(1)による改定後の給料表（第7条第1項の給料表、任期付職員医療職給料表（一）及び任期付職員福祉職給料表を除く。）を別記第5のとおり改定すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するため

の条例の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては平成29年4月1日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの1の(3)のA中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、Ⅱの1の(3)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの1の(3)のウ中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、Ⅱの1の(3)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの1の(3)のA中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは、「6,500円」とし、Ⅱの1の(3)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの1の(3)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの1の(3)のエ中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。